

鳥取県規則第九号

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「子弟」を「子等」に改める。

第三条第一号中「子弟」を「子その他知事が別に定める者」に改める。

第四条中「十二分の一の額」の下に「(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一六〇、二七〇円」を「一六一、六七〇円」に、「二五九、二七〇円」を「一六〇、六七〇円」に改め、同表D階層の項中「四、〇九〇、三

二二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、八三〇円」を「一六一、一三〇円」に、「二五九、八三〇円」を「一六一、一三〇円」に改める。

別表十七階層の項中「四、〇九〇、三三二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、二七〇円」を「一六一、六七〇円」に、「二五九、二七〇円」を「一六〇、六七〇円」に改め、同表十八階層の項中「四、〇九〇、三三二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、八三〇円」を「一六一、一三〇円」に、「二五九、八三〇円」を「一六一、一三〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一六〇、二七〇円」を「一六一、六七〇円」に、「二五九、二七〇円」を「一六〇、六七〇円」に改め、同表D階層の項中「四、〇九〇、三三二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、六〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に、「二五九、六〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改める。

別表十七階層の項中「四、〇九〇、三三二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、二七〇円」を「一六一、六七〇円」に、「二五九、二七〇円」を「一六〇、六七〇円」に改め、同表十八階層の項中「四、〇九〇、三三二円」を「四、一二六、三三二円」に、「一六〇、六〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に、「二五九、六〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則及び鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則及び鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「鳥取県立鳥取少年自然の家及び」を削る。

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第二条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第三号中「鳥取県立鳥取少年自然の家及び」を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項第十六号を次のように改める。

十六 公益法人に係る事務の総括に関すること。

第三条小中学校課の項第一号中「市町村立の小学校、中学校、養護学校及び幼稚園

(以下「市町村立学校」という。)」を「市町村立学校」に改め、同項第二号中「第四号

及び第五号」を「次号、第五号、第六号及び第八号」に改め、「第十三条第四号」の下

に「及び第六号」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第

九号を第十号とし、同項第八号中「特殊学級」を「障害児学級」に改め、同項中同号を

第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え

る。

三 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の給与(退職

手当を除く。)に関すること。

第三条小中学校課の項に次の一号を加える。

十三 教職員の免許状に関すること。

第三条高等学校課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号

とする。

第七条第八号中「特殊学級」を「障害児学級」に改める。

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則(平成二年三月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「普及係」を「図書館協力係」に改める。
附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「子弟」を「子等」に改め、「限る」の下に「。以下同じ」を加え、「成績優秀及び心身健全であつて、かつ、」を削る。

第二条第一号中「大学」の下に「(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)」を加え、「(修業年限が二年以上のものに限る。)」を削り、同条第五号中「の子弟である」を「と生計を同じくしている」に改める。

第五条第一号中「県内に住所を有する者の子弟で」を削り、「もの」を「者」に改め、「定時制の課程又は通信制の」を削り、「二十単位以上の単位を修得している」を「教育長が別に定める」に改め、同条第二号中「県内に住所を有する者の子弟で」を削り、「もの」を「者」に改める。

第五条の二第四項中「大学」を「大学等」に改め、同条第五項中「在学証明書」の下

に「その他教育委員会が必要と認める書類」を加える。

別記様式第一号のその1中

高等学校 在学名	立	高等学校 在学名	立
-------------	---	-------------	---

高等学校 在学名	立	高等学校 在学名	立
進学予定学校 の種別	※	進学予定学校 の種別	※

科 第	学年
-----	----

「殿」を「様」に改め、同様式のその2中

学校	学校所在
----	------

名 地	※ 国・公・私立 ※ 大学・専修学校 ※ 短期大学・校間部	※ 大学・専修学校 ※ 短期大学・校間部
-----	-------------------------------------	-------------------------

学校名等	学校所在地	学校設置者
------	-------	-------

(修業期間) 年 月 日 年 月 日

に改める。

別記様式第三号中

学 校 名	※ 国・公・私立 ※ 大学・専修学校 ※ 昼間部・夜間部	学 校 大 学 ・ 学 校 学 部 学 科 年 制
学校所在地	()	

学 校 名 等	(修学期間) 日 年 月 日
学校所在地	
学校設置者	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則

第一条及び第十三条中「鳥取県立鳥取少年自然の家及び」を削る。

様式第一号中「鳥取県立少年自然の家」を「鳥取県立船上山少年自然の家」に改め、

「□□□□□□」を削る。

様式第二号中「鳥取県立少年自然の家」を「鳥取県立船上山少年自然の家」に「殿」

を「様」に改める。

様式第三号中「鳥取県立少年自然の家」を「鳥取県立船上山少年自然の家」に「殿」

を「様」に改め、「□□□□□□」を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の

次に次の一号を加える。

四 訓令その他の重要な公文書類の審査に関すること。
第六条に次の一号を加える。

四 機関誌の編集及び発行に関すること。

第六条の三中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「審査」を削る。

第十八条の見出し中「隊長及び校長」を「及び隊長」に改め、同条第一項中「学校に校長を」を削り、同条第二項中「隊長及び校長」を「及び隊長」に改める。

第二十二條の次に次の二條を加える。

(校長)

第二十二條の二 学校に校長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもつて充てる。

2 校長は、上司の命を受け、学校の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(副校長)

第二十二條の三 学校に副校長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

2 副校長は、校長の命を受け、学校の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。